⑿　低速専用線二線式回線数
＝単位料金区域別低速専用線実績回線数
×（県別低速専用線二線式実績回線数÷（県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四線式実績回線数））
÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率

⒀　低速専用線四線式回線数
＝単位料金区域別低速専用線実績回線数
×（県別低速専用線四線式実績回線数÷（県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四線式実績回線数））
÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率

⒁　高速メタル専用線回線数
＝単位料金区域別高速専用線実績回線数
×（県別高速メタル専用線実績回線数÷（県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数））
÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率

⒂　高速光専用線回線数
＝単位料金区域別高速専用線実績回線数
×（県別高速光専用線実績回線数÷（県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数））
÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率

2　き線点～収容局間伝送路経路の選択

収容局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点～局間伝送路経路は、次の基準により決定する。

⑴　局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。

⑵　局を起点とし、±45°の傾きの範囲ごとに収容する。

⑶　±45°の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。

⑷　局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。

⑸　伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。

⑹　調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。